

内閣参質一〇九第五号

昭和六十二年八月十八日

内閣総理大臣 中曾根康弘

参議院議長 藤田正明殿

参議院議員喜屋武眞榮君提出戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用上の問題点に関する質問に
対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜屋武眞榮君提出戦傷病者戦没者遺族等援護法等の適用上の問題点に関する質問に対する答弁書

一について

沖縄における六歳未満の戦闘参加者に係る援護の措置の対象者数は次のとおりである。

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)による障害年金、遺族給与金及び弔慰金の各年度の裁定者数

年 度	障 害 年 金 (人)	遺 族 給 与 金 (人)	弔 慰 金 (人)
昭和五七		一一五	一二八
昭和五八		四二七	四八二
昭和五九		四七二	五一九
昭和六〇	一〇九三	六八五	七一六
昭和六一		四〇一	四二一
計	三一	一一一〇〇	一一一五六

2 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による療養の給付及び補装具の支給の各年度の対象者数

年 度	療養の給付(人)	補装具の支給(人)
昭和六〇	○	
昭和六一	一	五
計		○
	一	五

(注) 療養手当の支給、葬祭費の支給及び更生医療の給付については、該当者はない。療養の給付及び補装具の支給については、昭和五十九年度以前は該当者はない。

二の(1)について

戦闘参加者として認める際の一つの判断の基準として、受傷死亡当時の年齢が、サイパン、テニアン等においては原則六歳以上、フィリピンにおいては原則十四歳以上としていることは御指摘のとおりである。

二の(2)について

軍の要請に基づき、戦闘、弾薬・食糧の運搬、壕^堀の構築等に一般的にみて何歳以上の者が参加させられたかを考慮し、法律を実際に解釈運用する際の行政上の判断基準として目安となる年齢を地域ごとに決めている。

二の(3)について

サイパン、テニアン等の地域においては、一般住民の方々が軍と行動を共にし、学齢程度の子供も弾薬・食糧の運搬、炊事等戦闘行為をほう助したという事実があるが、フィリピンにおいては、幼い子供が軍の要請に基づき戦闘に参加したという実態は一般的には認められないので、基準となる年齢が異なつていて。

三及び四について

二の(3)についてにおいて述べたように、各地域の戦闘の状況により、一応の判断基準となる

年齢を定めているが、これらの年齢に至らない者を戦闘参加者として認めるかどうかは、個々のケースの戦闘参加の実態を踏まえ慎重に対処してまいりたい。